

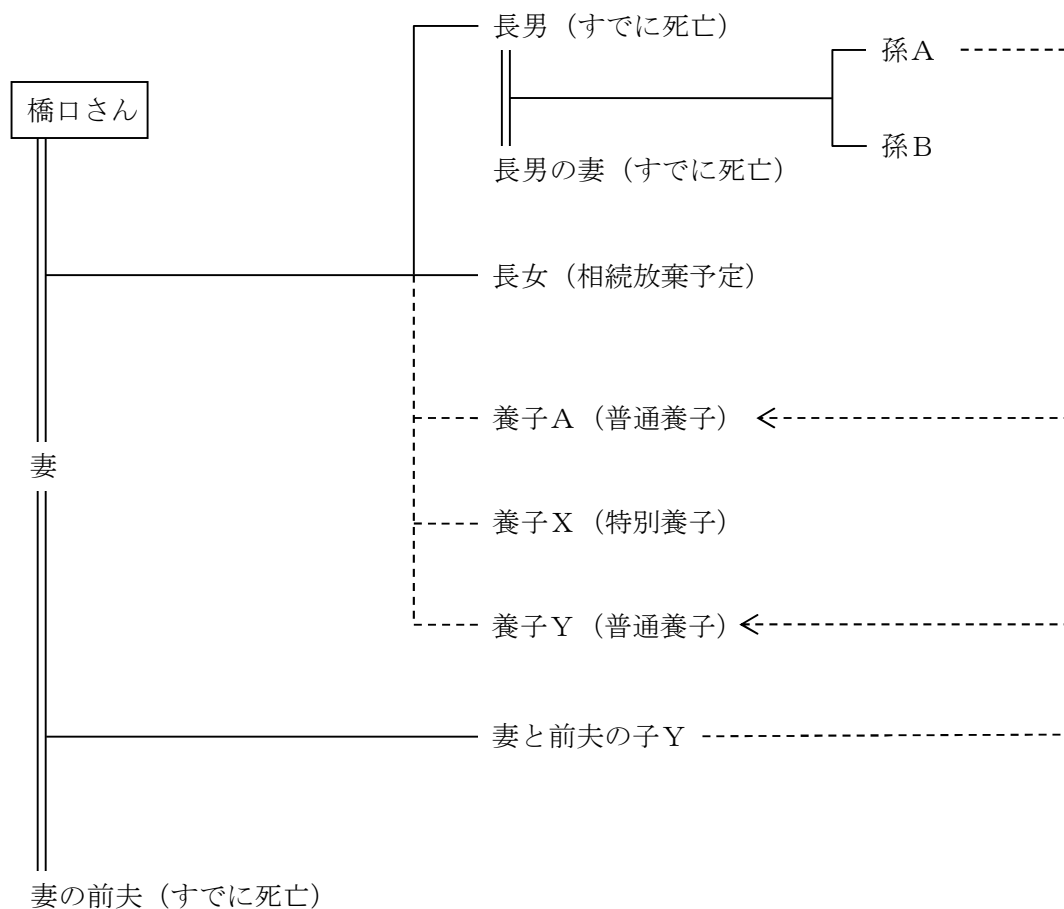
問 1

次の設例に基づき、相続の概要に関する以下の設問A～Hについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

<設例>

橋口徹さん（以下「橋口さん」という）は、将来の相続対策について検討している。2018年6月末の橋口さんの親族関係図等は以下のとおりである。なお、橋口さんおよびその親族は、全員日本国籍を有し、その住所は日本国内にあり、橋口さんの所有財産はすべて日本国内にある。また、各設問間に関連はないものとする。

[親族関係図]



- ・ 長女は、橋口さんの相続について、相続の放棄をする予定である。
- ・ 橋口さん夫婦は、1977年1月に、妻と前夫との子Yを普通養子としている。
- ・ 橋口さん夫婦は、1990年12月に、Xを特別養子としている。
- ・ 橋口さん夫婦は、2003年2月に、孫Aを普通養子としている。

(問題1)

(設問A) 2018年6月末に橋口さんに相続が開始した場合、橋口さんの相続に係る養子A(孫A)の民法上の法定相続分(代襲相続分を含む)として、正しいものはどれか。なお、長女は相続の放棄をするものとする。

1. 1/4
2. 1/5
3. 3/16
4. 3/20

(問題2)

(設問B) 2018年6月末に橋口さんに相続が開始した場合、橋口さんの相続に係る相続税の総額等を計算するうえでの養子A(孫A)の法定相続分(代襲相続分を含む)として、正しいものはどれか。なお、長女は相続の放棄をするものとする。

1. 1/4
2. 1/5
3. 3/16
4. 3/20

(問題3)

(設問C) 橋口さんの妻は、橋口さんの財産の維持や増加に特別に貢献してきた。2018年6月末に橋口さんに相続が開始し、橋口さんの相続財産が以下のとおりであり、相続人全員の協議により橋口さんの妻の寄与分を20,000千円と定めた場合、寄与分を考慮した橋口さんの妻の民法上の相続分(具体的相続分)の金額として、正しいものはどれか。

[橋口さんの相続財産]

相続開始時の時価	280,000千円
相続開始時の相続税評価額	240,000千円

1. 130,000千円
2. 140,000千円
3. 150,000千円
4. 160,000千円

(問題4)

(設問D) 橋口さんおよび橋口さんの妻は、孫Bに対し、生計の資本とするために以下の財産を贈与しており、この贈与は孫Bの特別受益となるものである。2018年6月末に橋口さんに相続が開始した場合、孫Bが贈与を受けた財産のうち、橋口さんの相続に係る特別受益の額として、正しいものはどれか。

贈与財産	贈与年月	贈与者	贈与時の価額		相続開始時の価額		備考
			時価	相続税評価額	時価	相続税評価額	
絵画	2008年3月	橋口さん	9,000千円	6,000千円	6,000千円	4,000千円	(注1)
現金	2016年3月	橋口さんの妻	6,000千円	6,000千円	6,000千円	6,000千円	—
上場株式	2016年5月	橋口さん	3,000千円	2,000千円	8,000千円	6,000千円	(注2)

(注1) この絵画は、2010年1月に盗難により滅失(孫Bに過失はない)しており、相続開始時の価額は、孫Bがその絵画を橋口さんの相続開始時まで原状のまま保有していた場合の価額である。

(注2) 孫Bは、贈与を受けた上場株式を2017年6月に5,000千円で売却しており、相続開始時の価額は、孫Bがその上場株式を橋口さんの相続開始時まで売却せずに保有していた場合の価額である。

1. 5,000千円
2. 8,000千円
3. 11,000千円
4. 14,000千円

(問題5)

(設問E) 橋口さんが、相続人等に財産を相続させる旨または遺贈する旨の遺言書を作成した後、2018年6月末に橋口さんに相続が開始し、以下のとおり各相続人等がその遺言に従って橋口さんの財産を取得した場合、橋口さんの妻が他の相続人等に対して遺留分の減殺請求をすることができる金額の合計額として、正しいものはどれか。なお、長女は相続の放棄をするものとする。

取得者	相続開始時の時価	相続開始時の相続税評価額
橋口さんの妻	70,000千円	50,000千円
長女	20,000千円	20,000千円
養子A(孫A)	80,000千円	75,000千円
孫B	30,000千円	25,000千円
養子X	40,000千円	35,000千円
養子Y	40,000千円	35,000千円
合計	280,000千円	240,000千円

1. 0円
2. 10,000千円
3. 23,000千円
4. 70,000千円

(問題6)

(設問F) 遺贈に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、本設問は、設例との直接的な関連はないものとする。

1. 特定遺贈において、遺言者が遺言書を作成した後、生前に遺贈の目的物の一部を譲渡した場合、その遺言の全部が無効になる。
2. 特定遺贈において、受遺者が遺贈の放棄をする場合、その方式についての定めはないため、受遺者は、他の共同相続人に対して遺贈の放棄をする旨の意思表示をすればよい。
3. 遺言者の住宅ローンの負担を条件として、その住宅ローンの目的となっている不動産を与える等の、受遺者に一定の義務を負わせるような遺贈は無効である。
4. 特定遺贈において、遺言者の死亡以前に受遺者が死亡した場合、受遺者の相続人は受遺者の地位を承継する。

(問題7)

(設問G) 相続の承認および放棄に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、本設問は、設例との直接的な関連はないものとする。

1. 相続の放棄をした相続人は、3ヵ月の熟慮期間内であっても、その放棄を撤回することはできない。
2. 相続人が3ヵ月の熟慮期間内に相続の承認または放棄をしないで死亡した場合、その死亡した者の相続人は、自己のために相続の開始があったことを知った時から3ヵ月以内であれば、その死亡した者に代わって相続の承認または放棄をすることができる。
3. 未成年者である相続人が相続の放棄をするには、その法定代理人または特別代理人が、未成年者のために相続の開始があったことを知った時から原則として3ヵ月以内に、家庭裁判所に申述しなければならない。
4. 相続の放棄があったことにより新たに相続人となった者が、その相続の承認をした後に、相続の放棄をした者が相続財産を隠匿した場合、その相続の放棄をした者は単純承認をしたものとみなされる。

(問題8)

(設問H) 養子に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、本設問は、設例との直接的な関連はないものとする。

1. 自己の直系卑属である未成年者を普通養子とする場合は、家庭裁判所の許可は不要である。
2. 配偶者のある者が成年者を普通養子とする場合は、原則として配偶者の同意が必要である。
3. 養親となる者が家庭裁判所へ特別養子縁組の請求をする時に、8歳に達している者は、特別養子となることができない。
4. 夫が28歳、妻が24歳の夫婦は、特別養子縁組の養親になることはできない。

問2

遺言および成年後見制度等に関する以下の設問A～Dについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題9)

(設問A) 自筆証書遺言に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 自筆証書により遺言をするには、遺言者が日付および氏名を自書しなければならないが、遺言の本文については、パソコンで作成しても有効である。
2. 自筆証書遺言書の加除その他の変更については、その方法が定められており、その方法に従わない場合には、他の要件をすべて満たしていてもその遺言書は無効となる。
3. 自筆証書遺言書への押印は、必ずしも実印による必要はなく、認印でも有効である。
4. 自筆証書遺言書の保管者または自筆証書遺言書を発見した相続人は、相続の開始があったことを知った時から3ヵ月以内に、その遺言書について家庭裁判所の検認を受けなければならない。

(問題10)

(設問B) 遺産分割協議等に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 親と子がともに相続人であり、子が未成年者である場合、親はその子のために特別代理人の選任を家庭裁判所に請求しなければならない。
2. 相続人のうちに行方不明者がいる場合には、家庭裁判所において、不在者財産管理人の選任と、その財産管理人が不在者に代わって遺産分割協議を行うための許可を受けてから、遺産分割協議を行う必要がある。
3. 遺産分割協議が調わない際に、家庭裁判所での遺産分割手続きを利用する場合は通常、相続人が家庭裁判所に調停の申立てを行うことで開始され、調停が成立しなければ審判に移行することになる。
4. 遺言者が、遺言により相続開始の時から一定期間、遺産分割を禁止するためには、公正証書遺言によらなければならない。

(問題 1 1)

(設問C) 法定後見制度に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 成年後見人、保佐人および補助人には、家庭裁判所が適任であると認める者であれば、複数の自然人が選任されることがあるが、法人が選任されることはない。
2. 法定後見制度は、原則として精神上の障害により判断能力が不十分な者を対象とするものであり、判断能力が十分であれば、身体に障害があるために十分な財産管理等を行うことができない者は対象とならない。
3. 後見、保佐および補助開始の審判の申立てをすることができるのは、原則として、法定後見開始の審判を受ける本人、本人の配偶者、4親等内の親族または検察官であるが、申立てをする者がいない場合には、市町村長がその申立てをすることができる。
4. 成年後見人が、相続人である成年被後見人を代理して遺産分割協議に参加する場合において、成年後見監督人が選任されているときは、その成年後見監督人の同意を得なければならない。

(問題 1 2)

(設問D) 任意後見制度に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 任意後見契約は、任意後見契約の委任者と受任者が、1人以上の証人の立会いのもと、公正証書によって締結しなければならない。
2. 任意後見受任者は、委任者が任意に選任することができるが、任意後見監督人は、家庭裁判所によって選任される。
3. 任意後見契約は、委任者本人の判断能力が低下して、家庭裁判所により任意後見監督人が選任されると、その契約の効力が発生する。
4. 任意後見監督人が選任された後に任意後見契約を解除するには、正当な理由がある場合に限られ、家庭裁判所の許可が必要である。

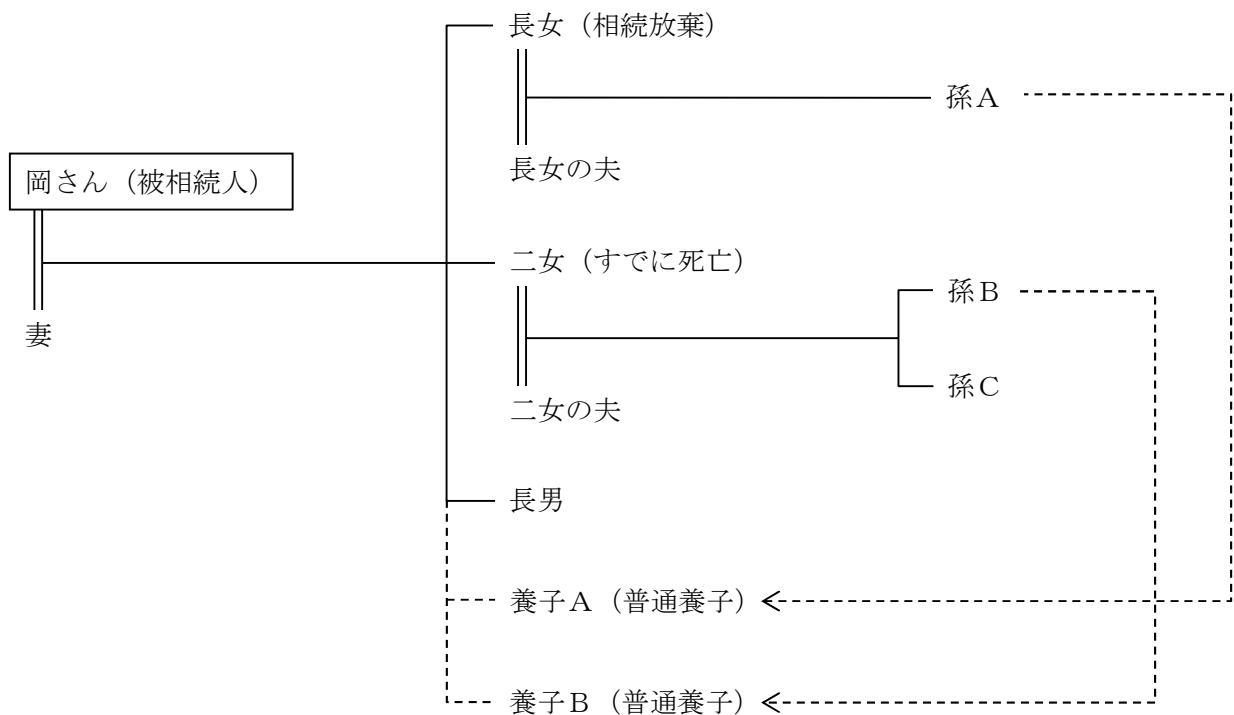
問3

次の設例に基づき、相続税の仕組みと課税財産に関する以下の設問A～Eについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

<設例>

岡俊彦さん（以下「岡さん」という）は、2018年3月26日に埼玉県内の病院で死亡した。岡さんの相続人等関係図等は以下のとおりである。なお、岡さんおよびその相続人等は、全員日本国籍を有し、その住所は日本国内にあり、岡さんの所有財産はすべて日本国内にある。また、相続人等の中に、相続時精算課税制度を選択した者はいない。

[相続人等関係図]



- ・ 長女は、岡さんの相続について、相続の放棄をしている。
- ・ 岡さん夫婦は、孫Aおよび孫Bを2008年1月に普通養子としている。
- ・ 妻、長女、長男、養子A（孫A）、養子B（孫B）および孫Cは、いずれも相続または特定遺贈により財産を取得している。

(問題 1 3)

(設問A) 妻が岡さんから生前に贈与を受けた以下の財産のうち、妻の相続税の課税価格に加算される財産の価額の合計額として、正しいものはどれか。

贈与年月	贈与財産	贈与時の 相続税評価額	相続開始時の 相続税評価額	備考
2015年1月	現金	1,000千円	1,000千円	—
2016年5月	居住用家屋	24,000千円	20,000千円	(注1)
2017年7月	上場株式	3,000千円	8,000千円	(注2)
2018年2月	現金	800千円	800千円	—

(注1) 妻は、この贈与に際し、贈与税の配偶者控除の適用を限度額まで受けている。

(注2) 妻は、この上場株式を2017年12月に5,000千円で売却しており、相続開始時の相続税評価額は、妻がこの上場株式を岡さんの相続開始時まで売却せずに保有していた場合の価額である。

1. 7,000千円
2. 7,800千円
3. 8,800千円
4. 9,800千円

(問題 1 4)

(設問B) 岡さんの死亡により、岡さんが保険契約者（保険料負担者）であった生命保険契約に基づき、相続人等は以下の死亡保険金を受け取った。養子B（孫B）が受け取った死亡保険金のうち、養子B（孫B）の相続税における非課税金額として、正しいものはどれか。なお、解答に当たっては千円未満の端数は切り捨てるものとする。

区分	死亡保険金	死亡保険金受取人
YA保険	30,000千円	長女
YB保険	30,000千円	長男
YC保険	50,000千円	養子B（孫B）
YD保険	20,000千円	妻

1. 9,615千円
2. 11,538千円
3. 12,500千円
4. 15,000千円

(問題15)

(設問C) 妻は、岡さんの死亡により、岡さんが勤務していた会社から、以下の退職手当金、弔慰金および給与を受け取った。これらの金額のうち、相続財産とみなされて退職手当金等として妻の相続税の課税対象となる金額（退職手当金等の非課税金額控除後の金額）として、正しいものはどれか。なお、岡さんの死亡時の賞与以外の普通給与は月額800千円であり、岡さんの死亡は業務上の死亡である。

区分	金額	備考
退職手当金	30,000千円	退職金規程に基づくものであり、2018年4月25日に支給額が確定した。
弔慰金	10,000千円	弔慰金規程に基づくものであり、実質的に退職手当金に該当する部分はない。
給与	800千円	2018年3月の給与（支給期3月31日）であり、2018年3月31日に支給された。

1. 0円
2. 800千円
3. 5,000千円
4. 6,000千円

(問題16)

(設問D) 岡さんの相続に係る相続税の課税価格の計算上、債務および葬式費用に関連するものは以下のとおりであり、各人が負担した金額は、いずれも相続または遺贈により取得した財産の価額の範囲内であった。岡さんの相続税の課税価格の計算上、債務控除をすることができる金額の合計額として、正しいものはどれか。

負担者	内容	金額	備考
養子A(孫A)	固定資産税	2,200千円	(注1)
	遺言執行費用	600千円	(注2)
長男	墓石購入代金	1,300千円	(注3)
妻	通夜飲食費	500千円	(注4、5)
	その他の葬式費用	1,500千円	

(注1) 2018年度分の固定資産税で、相続開始後に納税通知書が送付されてきたものである。

(注2) 遺言執行者として遺言に指定されていた弁護士に支払った報酬である。

(注3) 長男が相続開始後に購入したものである。

(注4) 岡さんの職業、財産その他の事情に照らして相当であると認められる金額である。

(注5) 妻は香典収入3,000千円を取得し、通夜飲食費およびその他の葬式費用の支払いに充てている。

1. 2,000千円
2. 2,200千円
3. 4,200千円
4. 4,800千円

(問題 17)

(設問E) 岡さんが所有していた宅地の相続等による取得者等の状況は以下のとおりである。甲宅地→乙宅地の順にそれぞれ限度面積まで小規模宅地等の特例の適用を受けた場合において、これらの宅地の相続税評価額(小規模宅地等の特例適用後の価額)の合計額として、正しいものはどれか。なお、解答に当たっては、評価額が最も低くなるように計算するものとする。

	地積	相続開始時の相続税評価額 (小規模宅地等の特例適用前)	取得者	備考
甲宅地	264m ²	66,000千円	妻	・ 岡さん夫婦の自宅の敷地である。
乙宅地	300m ²	96,000千円	長女	・ 岡さんの貸付事業用宅地である。 ・ 長女は乙宅地を特定遺贈により取得し、相続税の申告期限までに貸付事業を引き継ぎ、乙宅地を相続税の申告期限まで引き続き所有し、かつ、貸付事業の用に供している。

<貸付事業用宅地等がある場合の限度面積の算式>

$$A \times \frac{200}{400} + B \times \frac{200}{330} + C \leq 200 \text{ m}^2$$

A : 特定事業用宅地等の面積

B : 特定居住用宅地等の面積

C : 貸付事業用宅地等の面積

1. 98,320千円
2. 98,960千円
3. 102,800千円
4. 109,200千円

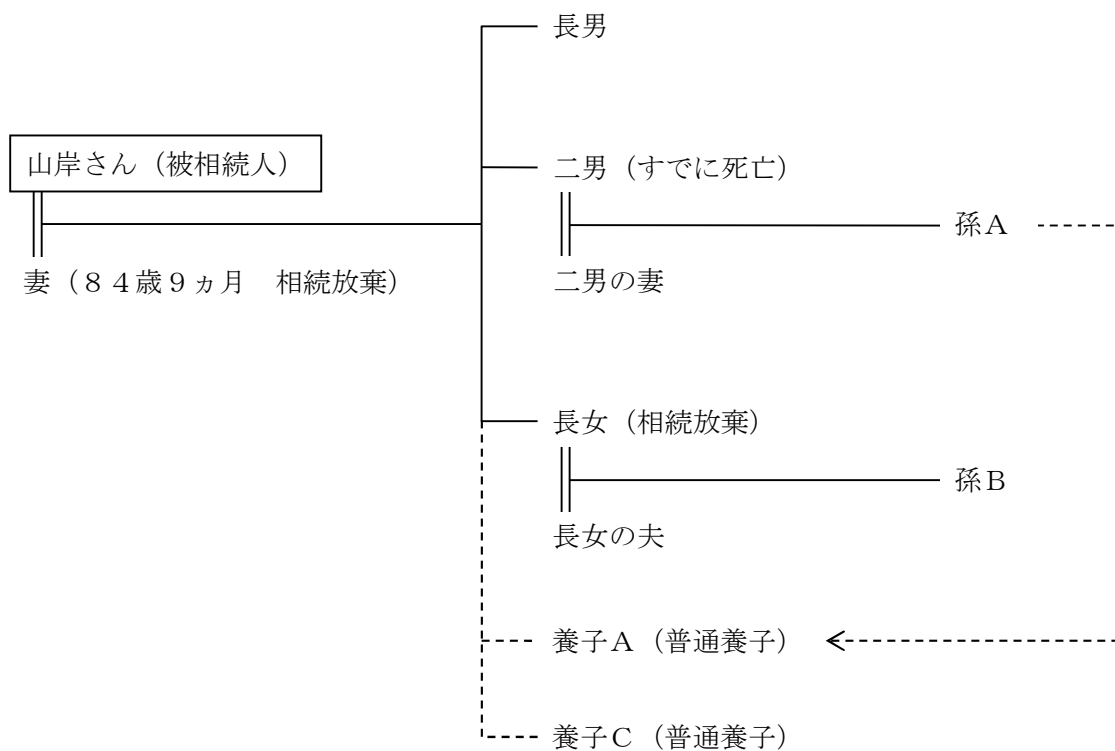
問4

次の設例に基づき、相続税の総額等に関する以下の設問A～Dについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

<設例>

山岸博史さん（以下「山岸さん」という）は、2018年4月15日に大阪府内の自宅で死亡した。山岸さんの相続人等関係図等は以下のとおりである。なお、山岸さんおよびその相続人等は、全員日本国籍を有し、その住所は日本国内にあり、山岸さんの所有財産はすべて日本国内にある。

[相続人等関係図]



- ・ 年齢は相続開始時点のものである。
- ・ 妻および長女は、山岸さんの相続について、相続の放棄をしている。
- ・ 山岸さん夫婦は、1989年3月に孫Aを、1990年4月に養子Cを普通養子としている。
- ・ 妻、長男、長女、養子A（孫A）、孫Bおよび養子Cは、いずれも相続または遺贈により財産を取得している。

<相続税の速算表>

法定相続分に応ずる取得金額		税率	控除額
10,000千円 以下		10%	—
10,000千円 超	30,000千円 以下	15%	500千円
30,000千円 超	50,000千円 以下	20%	2,000千円
50,000千円 超	100,000千円 以下	30%	7,000千円
100,000千円 超	200,000千円 以下	40%	17,000千円
200,000千円 超	300,000千円 以下	45%	27,000千円
300,000千円 超	600,000千円 以下	50%	42,000千円
600,000千円 超		55%	72,000千円

(問題18)

(設問A) 山岸さんの相続に係る相続税における「遺産に係る基礎控除額」として、正しいものはどれか。

1. 48,000千円
2. 54,000千円
3. 60,000千円
4. 66,000千円

(問題19)

(設問B) 仮に、山岸さんの相続に係る相続税の課税遺産総額(課税価格の合計額から遺産に係る基礎控除額を控除した金額)が300,000千円であった場合、相続税の総額として、正しいものはどれか。

1. 64,000千円
2. 66,000千円
3. 69,500千円
4. 74,000千円

(問題20)

(設問C) 仮に、妻が相続の放棄をせず、山岸さんの相続に係る相続税の課税価格の合計額が310,000千円であった場合、配偶者の税額軽減適用後の相続税額が0円となるような妻の財産の取得価額(最大金額)として、正しいものはどれか。なお、妻は配偶者の税額軽減の適用要件をすべて満たしているものとする。また、記載のない事項については考慮しないものとする。

- 1. 125,000千円
- 2. 155,000千円
- 3. 160,000千円
- 4. 310,000千円

(問題21)

(設問D) 孫Bは、過去に山岸さんおよび長女から以下の財産の贈与を受けている。仮に、山岸さんの相続に係る孫Bの相続税の算出税額が2,500千円であった場合、孫Bが控除することができる贈与税額として、正しいものはどれか。

贈与年月	贈与者	贈与財産	贈与時の 相続税評価額	相続時の 相続税評価額	各年分の 贈与税額
2015年 3月	山岸さん	上場株式	1,500千円	3,000千円	140千円
2015年10月	山岸さん	現金	1,000千円	1,000千円	
2016年 1月	長女	絵画	1,000千円	2,000千円	1,770千円
2016年 3月	山岸さん	上場株式	9,000千円	8,000千円	

- 1. 1,451千円
- 2. 1,649千円
- 3. 1,733千円
- 4. 1,826千円

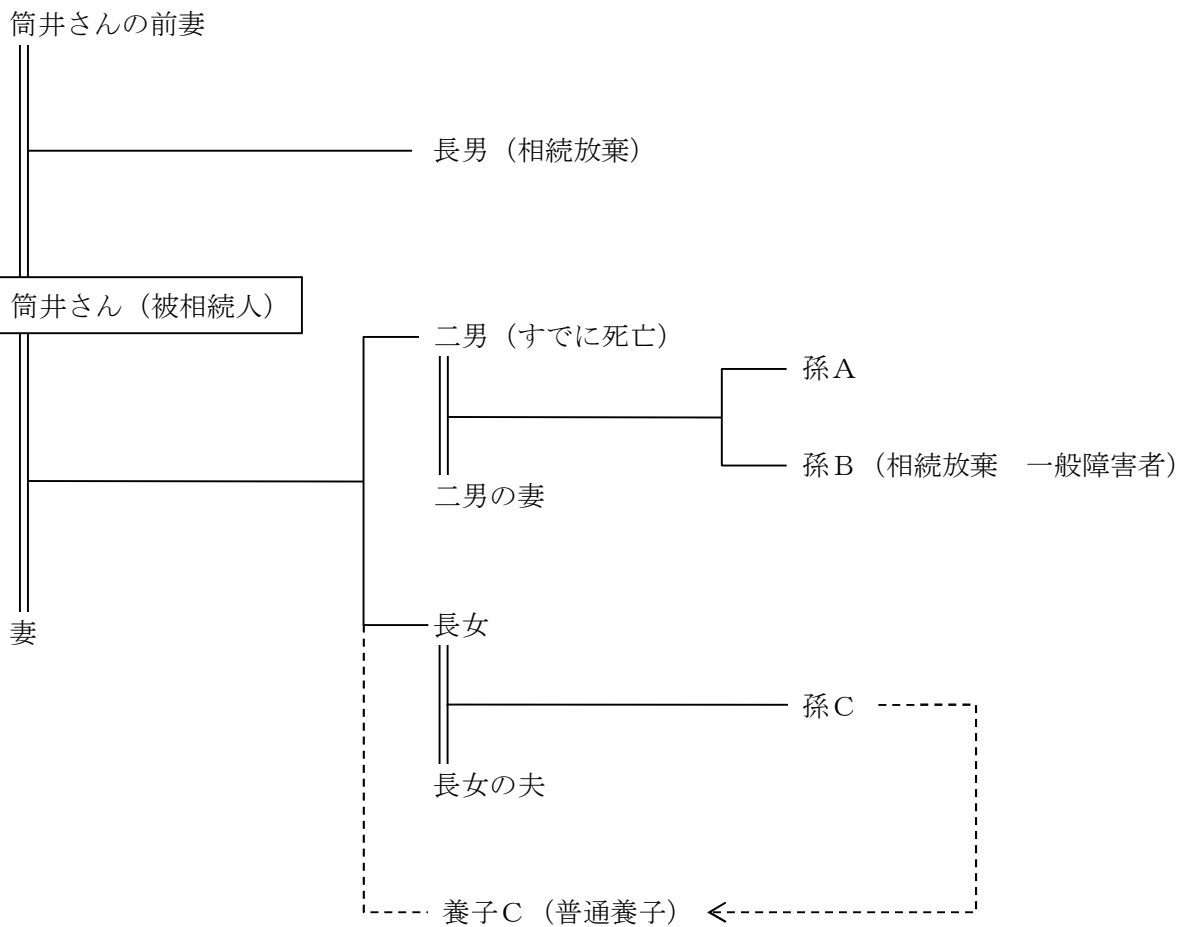
問5

次の設例に基づき、相続税額の計算に関する以下の設問A、Bについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

<設例>

筒井雅之さん（以下「筒井さん」という）は、2018年4月10日に東京都内の病院で死亡した。筒井さんの相続人等関係図等は以下のとおりである。なお、筒井さんおよびその相続人等は、全員日本国籍を有し、その住所は日本国内にあり、筒井さんの所有財産はすべて日本国内にある。

[相続人等関係図]



- ・ 筒井さんの相続開始時において、孫Aは19歳、孫Bおよび養子C（孫C）はいずれも18歳である。
- ・ 長男および孫Bは、筒井さんの相続について、相続の放棄をしている。
- ・ 筒井さん夫婦は、2016年に孫Cを普通養子としている。
- ・ 妻、長男、長女、孫A、孫Bおよび養子C（孫C）は、いずれも相続または遺贈により財産を取得している。

(問題 2 2)

(設問A) 筒井さんの相続に係る相続税額の計算上、長男、孫A、孫Bおよび養子C（孫C）の相続税額の2割加算に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 長男および孫Bは相続税額の2割加算の対象となるが、孫Aおよび養子C（孫C）は相続税額の2割加算の対象とならない。
2. 長男および養子C（孫C）は相続税額の2割加算の対象となるが、孫Aおよび孫Bは相続税額の2割加算の対象とならない。
3. 孫Bおよび養子C（孫C）は相続税額の2割加算の対象となるが、長男および孫Aは相続税額の2割加算の対象とならない。
4. 孫A、孫Bおよび養子C（孫C）は相続税額の2割加算の対象となるが、長男は相続税額の2割加算の対象とならない。

(問題 2 3)

(設問B) 筒井さんの相続に係る相続税額の計算上、孫Bの未成年者控除および障害者控除に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 未成年者控除、障害者控除のいずれの適用も受けることができる。
2. 未成年者控除の適用を受けることはできないが、障害者控除の適用を受けることができる。
3. 未成年者控除の適用を受けることができるが、障害者控除の適用を受けることはできない。
4. 未成年者控除、障害者控除のいずれの適用も受けることはできない。

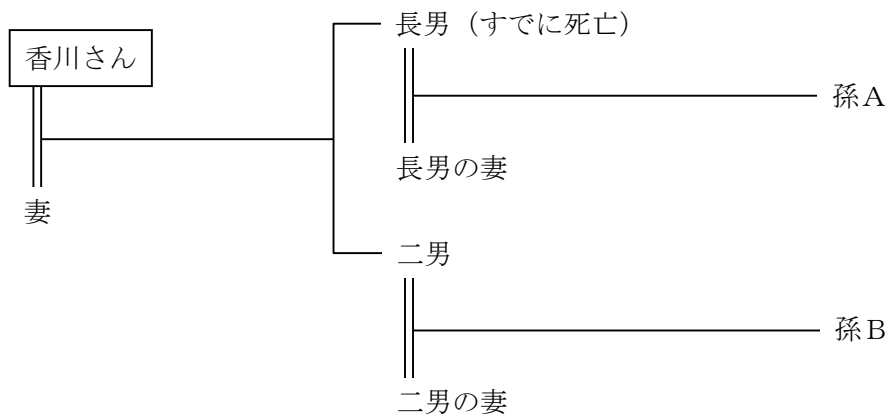
問6

次の設例に基づき、相続対策に関する以下の設問A、Bについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

<設問>

香川良雄さん（以下「香川さん」という）は、将来の相続対策について検討している。2018年6月末の香川さんの親族関係図等は以下のとおりである。なお、香川さんおよびその親族は、全員日本国籍を有し、その住所は日本国内にあり、香川さんの所有財産はすべて日本国内にある。また、各設問間に関連はないものとする。

[親族関係図]



[香川さんに相続が開始した場合に相続税の課税対象になる財産]

相続財産の内容	財産の価額	備考
現預金	85,000千円	財産の価額は相続税評価額である。
その他の財産	140,000千円	
死亡保険金	50,000千円	財産の価額は非課税金額控除前の受取金額である。

- ・ 死亡保険金は、保険契約者（保険料負担者）および被保険者が香川さん、死亡保険金の受取人が妻である生命保険契約に基づき、妻が取得するものとする。
- ・ 香川さんに相続が開始した場合、妻、二男、孫Aは、いずれも相続により財産を取得するものとする。また、孫Bは相続または遺贈により財産を取得しないものとする。

(問題 2 4)

(設問A) 仮に、現在の親族関係のまま、香川さんが、保有している現預金を2018年8月に以下のとおり贈与し、2019年10月に香川さんに相続が開始した場合、この贈与による課税遺産総額（課税価格の合計額から遺産に係る基礎控除額を控除した金額）の引下げ額として、正しいものはどれか。なお、孫Aは「直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税」の適用要件をすべて満たしており、限度額までその適用を受けるものとする。また、孫Aおよび孫Bともに相続時精算課税制度の選択をしないものとする。

贈与者	受贈者	贈与財産	贈与時の相続税評価額	備考
香川さん	孫A	現預金	12,000千円	香川さんの相続開始時には、教育資金支出額を控除した残高が7,000千円あり、教育資金管理契約は継続しているものとする。
香川さん	孫B	現預金	3,000千円	住宅取得等資金、教育資金、結婚・子育て資金には該当しない。

1. 3,000千円
2. 5,000千円
3. 8,000千円
4. 15,000千円

(問題 2 5)

(設問B) 仮に、香川さん夫婦が2018年8月に孫Aおよび孫Bを普通養子とし、現在の財産状況のまま、2019年10月に香川さんに相続が開始した場合、孫Aおよび孫Bを養子とすることによる課税遺産総額（課税価格の合計額から遺産に係る基礎控除額を控除した金額）の引下げ額として、正しいものはどれか。

1. 0円
2. 6,000千円
3. 11,000千円
4. 22,000千円

問7

相続税の申告および納付等に関する以下の設問A～Dについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題26)

(設問A) 相続税の延納に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 相続税の延納の許可を得るためには、原則として、その延納税額および利子税の額に相当する担保を提供しなくてはならないが、延納税額が1,000千円以下で、かつ、延納期間が3年以下であるときは担保の提供は不要である。
2. 相続税の修正申告により納付すべき相続税額が1,000千円を超えていても、その相続税について延納は認められていない。
3. 相続税の延納の担保として提供できる財産には、延納申請者が相続または遺贈により取得した財産に限らず、相続人の固有財産や相続人以外の第三者が所有する財産も含まれる。
4. 延納の許可を受けた者が、資力の状況の変化等により、許可を受けた延納条件の履行が困難となった場合には、分納期限が到来していない延納税額について、延納条件の変更を申請することができる。

(問題27)

(設問B) 相続税の物納に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 相続時精算課税制度の適用を受けた生前贈与財産は、その贈与が被相続人の相続開始前3年以内に行われた場合でも、物納に充てることはできない。
2. 物納申請が、延納によっても金銭で納付することを困難とする事由がないとして却下された場合には、その物納申請者は、物納が却下された相続税額について、延納の申請をすることができる。
3. 物納申請者が物納申請を自ら取り下げた場合には、相続税の納期限または納付すべき日の翌日からその物納申請を取り下げた日までの期間については、利子税を納付しなければならない。
4. 金融商品取引所に上場されている証券投資信託の受益証券は、物納に充てることのできる第1順位の物納財産である。

(問題 28)

(設問C) 相続税の申告手続きに関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、被相続人の死亡時の住所地は日本国内にあり、相続または遺贈により財産を取得した者は居住無制限納税義務者であるものとする。

1. 相続税の申告書の提出期限が土曜日に当たる場合、原則として、その前日である金曜日が提出期限となる。
2. 相続税の申告書は、被相続人の死亡時の住所地の所轄税務署長に提出しなければならない。
3. 相続税の申告書には、被相続人の個人番号（マイナンバー）を記載する必要はない。
4. 相続税の申告書を提出すべき者が成年被後見人であるため、その法定代理人である成年後見人が申告書を提出する場合、成年被後見人の氏名等とともに成年後見人の氏名等を申告書に記載し、成年後見人が押印する。

(問題 29)

(設問D) 相続により取得した財産の全部または一部が相続税の申告期限までに共同相続人間で未分割である場合の取扱いに関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、配偶者の税額軽減および小規模宅地等の特例については、記載のない要件は満たしているものとする。

1. 未分割である財産については、各共同相続人が民法の規定に従った相続分（寄与分を除く）の割合により、その財産を取得したものとして相続税の課税価格を計算する。
2. 財産の一部が未分割であっても、分割されている宅地等があれば、その宅地等については小規模宅地等の特例の適用を受けることができる。
3. 未分割である財産については、原則として、相続税の申告書に「申告期限後3年以内の分割見込書」の添付がなければ、申告期限後3年以内に遺産分割がされて配偶者が財産を取得しても、配偶者の税額軽減の適用を受けることはできない。
4. 未分割の賃貸不動産から生ずる不動産所得については、その賃貸不動産の分割が確定した後に、賃貸不動産を取得した相続人が相続開始時から保有していたものとして所得税の申告を行う。

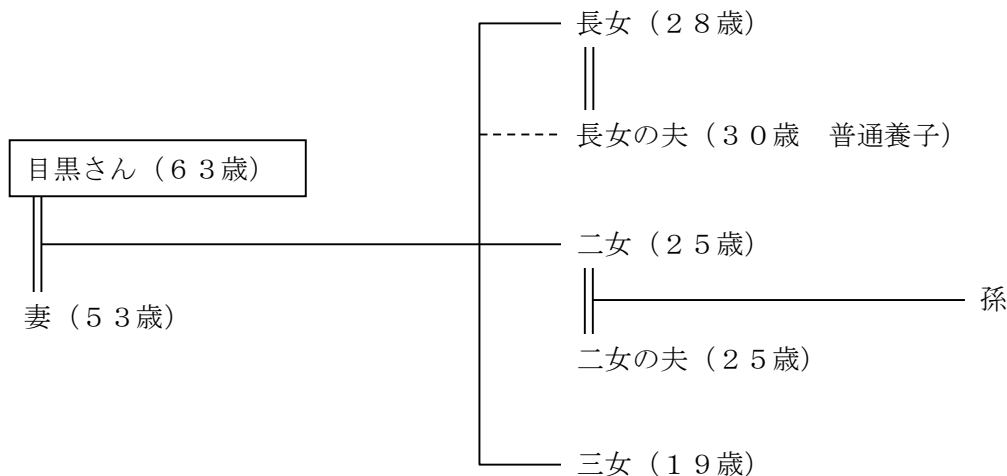
問8

次の設例に基づき、贈与税および相続時精算課税制度に関する以下の設問A～Fについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。なお、贈与税額については、納付すべき税額が最も少なくなるように計算してください。

<設例>

目黒巧さん（以下「目黒さん」という）とその親族は、財産の贈与について検討している。目黒さんの親族関係図等は以下のとおりである。なお、目黒さんおよびその親族は全員日本国籍を有し、その住所は日本国内にあり、目黒さんおよびその親族の所有財産はすべて日本国内にある。また、各設問間に関連はないものとする。

[親族関係図]



- ・ 年齢は2018年1月1日現在のものである。
- ・ 目黒さん夫婦は、2014年3月に長女の夫を普通養子としている。

<贈与税の速算表>

(イ) 20歳以上の者が直系尊属から贈与を受けた財産の場合（特例贈与財産、特例税率）

基礎控除後の課税価格		税率	控除額
2,000千円 以下		10%	—
2,000千円 超	4,000千円 以下	15%	100千円
4,000千円 超	6,000千円 以下	20%	300千円
6,000千円 超	10,000千円 以下	30%	900千円
10,000千円 超	15,000千円 以下	40%	1,900千円
15,000千円 超	30,000千円 以下	45%	2,650千円
30,000千円 超	45,000千円 以下	50%	4,150千円
45,000千円 超		55%	6,400千円

(ロ) 上記 (イ) 以外の場合 (一般贈与財産、一般税率)

基礎控除後の課税価格		税率	控除額
2,000千円 以下		10%	—
2,000千円 超	3,000千円 以下	15%	100千円
3,000千円 超	4,000千円 以下	20%	250千円
4,000千円 超	6,000千円 以下	30%	650千円
6,000千円 超	10,000千円 以下	40%	1,250千円
10,000千円 超	15,000千円 以下	45%	1,750千円
15,000千円 超	30,000千円 以下	50%	2,500千円
30,000千円 超		55%	4,000千円

<贈与により一般贈与財産と特例贈与財産を取得した場合の贈与税額>

贈与税額=①+②

- ① すべての財産を一般税率で計算した税額に占める一般贈与財産の割合に応じた税額
- ② すべての財産を特例税率で計算した税額に占める特例贈与財産の割合に応じた税額

(問題30)

(設問A) 三女が2018年2月の20歳の誕生日に以下の財産の贈与を受けた場合、三女が納付すべき2018年分の贈与税額として、正しいものはどれか。なお、三女は相続時精算課税制度の選択をしないものとする。

贈与者	贈与財産	贈与時の相続税評価額
目黒さん	絵画	8,000千円
長女	宝飾品	2,000千円

- 1. 1,770千円
- 2. 1,878千円
- 3. 2,202千円
- 4. 2,310千円

(問題31)

(設問B) 目黒さんの妻が、2018年中に目黒さんと共有する以下の店舗併用住宅とその敷地について、目黒さんの持分すべての贈与を受けた場合、目黒さんの妻が納付すべき2018年分の贈与税額として、正しいものはどれか。なお、目黒さんの妻は贈与税の配偶者控除の適用要件をすべて満たしており、限度額までその適用を受けるものとする。

贈与財産	贈与時の 相続税評価額	贈与直前の 持分割合	備考
建物	4,000千円	目黒さん 80% 目黒さんの妻 20%	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建物は店舗併用住宅であり、居住用部分には目黒さん夫婦が居住している。 ・ 宅地は、上記建物の敷地である。 ・ 宅地、建物ともに居住用部分の割合は70%である。 ・ 贈与時の相続税評価額は、建物および宅地全体の価額である。
宅地	20,000千円		

1. 0円
2. 130千円
3. 260千円
4. 748千円

(問題32)

(設問C) 長女の夫が目黒さんから以下の財産の贈与を受けた場合、長女の夫が納付すべき2018年の贈与税額として、正しいものはどれか。なお、長女の夫は「直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税」の適用要件をすべて満たしており、「省エネ等住宅」を取得した場合の非課税限度額までその適用を受けるものとする。

贈与年月	贈与財産	贈与時の 相続税評価額	備考
2017年5月	上場株式	12,000千円	長女の夫はこの贈与について、初めて相続時精算課税制度を選択し、限度額までその適用を受けた。
2018年3月	現金	30,000千円	長女の夫は、この全額を2018年3月に取得契約を締結した、自己の居住の用に供する省エネ等住宅(注)の取得に充てている。

(注) エネルギーの使用の合理化に著しく資する住宅用の家屋等として政令で定めるものをいう。

1. 400千円
2. 1,000千円
3. 1,400千円
4. 2,000千円

(問題33)

(設問D) 目黒さんは、2018年中に二女に対して結婚・子育て資金の一括贈与をすることを検討している。「直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税」(以下「本特例」という)に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 二女が目黒さんおよび目黒さんの妻からそれぞれ10,000千円の金銭の贈与を受け、本特例の適用を受けた場合、合計20,000千円が贈与税の課税価格に算入されない。
2. 二女が一般的な不妊治療および妊娠に起因する疾患の治療に要した費用は、いずれも本特例の結婚・子育て資金に該当する。
3. 二女が本特例の適用を受けた後、結婚・子育て資金管理契約が終了する前に目黒さんに相続が開始した場合、非課税抛出額から結婚・子育て資金支出額を控除した残額があるときは、その残額は目黒さんに係る相続税の課税対象となる。
4. 二女が本特例の適用を受けた後、50歳に達したことにより結婚・子育て資金管理契約が終了した場合、非課税抛出額から結婚・子育て資金支出額を控除した残額があるときは、その残額については、贈与税の課税対象となる。

(問題34)

(設問E) 相続時精算課税制度(以下「本制度」という)に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、本設問は、設例との直接的な関連はないものとする。

1. 本制度を選択した受贈者が、特定贈与者より先に死亡した場合、本制度の適用を受ける財産は受贈者の相続に係る相続税の課税価格に算入されない。
2. 本制度を選択した受贈者は、特定贈与者の相続について、相続の放棄をすることができない。
3. 本制度を選択した受贈者が、特定贈与者からの贈与について贈与税の期限後申告をした場合でも、本制度の特別控除の適用を受けることができる。
4. 本制度を選択した受贈者が、特定贈与者の養子である場合において、養子縁組の解消をした場合、その解消後に特定贈与者から贈与を受けた財産についても、本制度の適用を受けることになる。

(問題35)

(設問F) 贈与税の配偶者控除に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、特に記載のない事項については、贈与税の配偶者控除の適用要件を満たしているものとする。また、本設問は、設例との直接的な関連はないものとする。

1. 贈与税の配偶者控除の適用要件の一つである婚姻期間を満たしているかどうかは、夫婦が婚姻の届出をした年の1月1日から、贈与があった年の1月1日までの期間が20年以上であるかによって判定する。
2. 妻が夫から居住用不動産の持分の贈与を受けて、贈与税の配偶者控除15,000千円の適用を受けた場合、翌年以降、さらにその夫から居住用財産の残りの持分の贈与を受けるときには、5,000千円を限度として、再度、贈与税の配偶者控除の適用を受けることができる。
3. 妻が夫から15,000千円の金銭の贈与を受け、その金銭と自己資金5,000千円を原資にして、18,000千円の居住用不動産と2,000千円の家具を同時に購入した場合、贈与税の配偶者控除の適用上、贈与により取得した金銭は、まず居住用不動産の取得に充てたものとして取り扱うことができる。
4. 妻が夫から居住用不動産の贈与を受けた後、その年中に夫の死亡によって相続財産を取得した場合、その居住用不動産の価額は、すべて相続税の課税価格に加算されるため、贈与税の配偶者控除の適用を受けることができない。

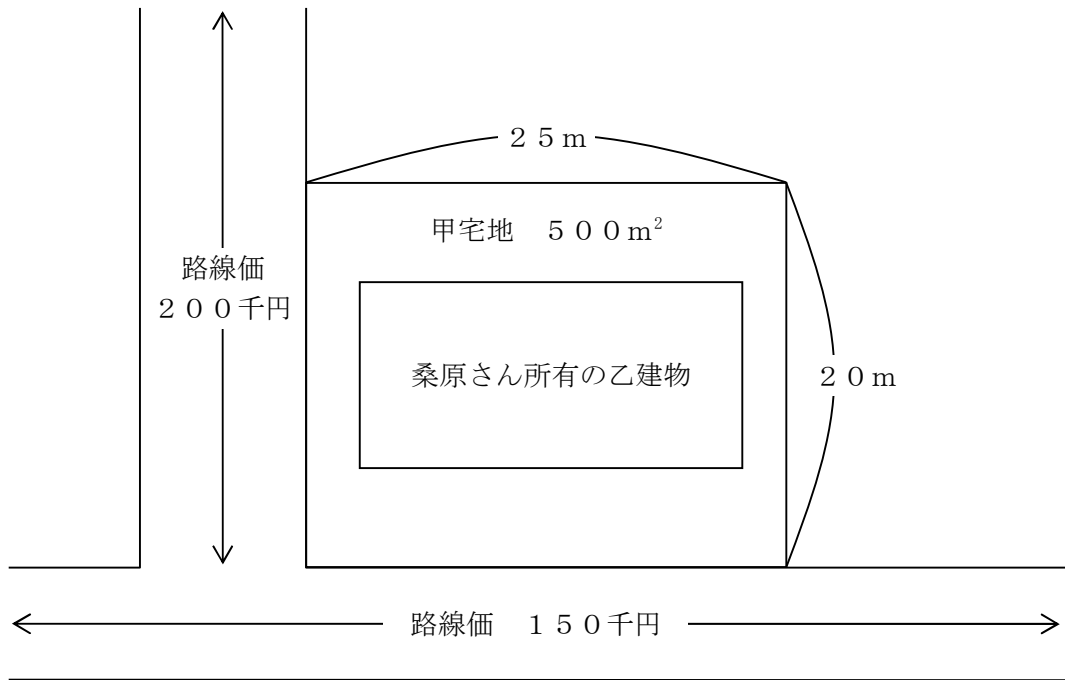
問9

次の設例に基づき、不動産の相続税評価に関する以下の設問A～Cについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

<設例>

桑原正志さん（以下「桑原さん」という）は、所有している甲宅地の有効利用について検討している。なお、甲宅地の状況等は以下のとおりである。

[甲宅地の状況]



- ・ 地区区分 普通商業・併用住宅地区
- ・ 奥行価格補正率

奥行距離	補正率
12 m以上32 m未満	1.00

- ・ 側方路線影響加算率

角地	0.08
準角地	0.04

- ・ その他の補正率については、考慮しないものとする。
- ・ 乙建物には桑原さんおよび妻が居住している。
- ・ 甲宅地は、借地権割合60%、借家権割合が30%の地域に所在している。
- ・ 甲宅地は、借地権の設定に際して権利金その他一時金を支払う取引上の慣行がある地域にある。
- ・ 甲宅地は地積規模の大きな宅地には該当しない。

(問題36)

(設問A) 仮に、現時点で桑原さんに相続が開始し、妻が甲宅地を現況の利用状況のまま相続により取得した場合、甲宅地の相続税評価額として、正しいものはどれか。なお、小規模宅地等の特例については考慮しないものとする。

1. 79,000千円
2. 83,000千円
3. 103,000千円
4. 106,000千円

(問題37)

(設問B) 桑原さんは、乙建物を取り壊して、甲宅地に自宅兼賃貸用アパートを建築し、妻とともに自宅部分に居住することを検討している。仮に、この建物が完成してアパート部分の賃貸を開始した後に、桑原さんに相続が開始し、妻が甲宅地を相続により取得した場合の甲宅地の相続税評価額として、正しいものはどれか。なお、桑原さんの相続開始時の建物の床面積等の状況は以下のとおりとし、小規模宅地等の特例については考慮しないものとする。また、甲宅地の賃貸部分と自宅部分の割合は、建物における割合と同一であるものとする。

[建物の床面積等の状況]

- ・ 建物の各独立部分の床面積

賃貸されている独立部分の床面積の合計 : 540 m²

賃貸されていない独立部分(空室)の床面積の合計 : 180 m²

※相続開始前から空室となっており、一時的な空室とは認められない。

桑原さんの自宅部分の床面積の合計 : 80 m²
800 m²

1. 63,070千円
2. 86,920千円
3. 88,828千円
4. 93,121千円

(問題 38)

(設問C) 仮に、(問題37)の建物(自宅兼賃貸用アパート)が完成して賃貸を開始した後に、桑原さんに相続が開始し、乙建物を妻が相続により取得した場合、この建物の相続税評価額として、正しいものはどれか。なお、相続開始時の建物の固定資産税評価額は60,000千円であり、利用状況は(問題37)のとおりであるものとする。

1. 31,650千円
2. 43,800千円
3. 47,850千円
4. 60,000千円

問10

相続等により取得した財産の相続税評価額等に関する以下の設問A、Bについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題39)

(設問A) 2018年3月4日に死亡した安藤さんが保有していた上場投資信託(ETF)であるTUトピックス上場投信の状況は以下のとおりである。TUトピックス上場投信の受益証券1,000口を相続人等が取得した場合、その相続税評価額として、正しいものはどれか。なお、TUトピックス上場投信は、金融商品取引所に上場されている。

[TUトピックス上場投信の状況]

区分	基準価額 (10口当たり)	取引価格 (最終価格・1口当たり)
2017年12月の毎日の最終価格の月平均額	15,080円	1,510円
2018年1月の毎日の最終価格の月平均額	15,145円	1,518円
2018年2月の毎日の最終価格の月平均額	15,198円	1,521円
2018年3月の毎日の最終価格の月平均額	15,901円	1,598円
2018年3月2日(金)の最終価格	16,108円	1,610円
2018年3月3日(土)の最終価格	—	取引なし
2018年3月4日(日)の最終価格	—	取引なし
2018年3月5日(月)の最終価格	16,116円	1,612円

1. 1,510,000円
2. 1,514,500円
3. 1,518,000円
4. 1,610,000円

(問題40)

(設問B) 2018年4月23日に死亡した別所さんが保有していた以下の米ドル建て外貨普通預金および外国為替相場の状況は以下のとおりである。この米ドル建て外貨普通預金を相続人等が取得した場合、その相続税評価額として、正しいものはどれか。なお、経過利子については考慮しないものとする。

[米ドル建て外貨普通預金および外国為替相場の状況]

課税時期現在の預入残高	18,000米ドル
預入時のTTS (対顧客直物電信売相場)	1米ドル=110.44円
課税時期現在のTTS (対顧客直物電信売相場)	1米ドル=113.12円
課税時期現在のTTB (対顧客直物電信買相場)	1米ドル=111.12円
課税時期現在のTTM (対顧客直物電信売買相場の仲値)	1米ドル=112.12円

・ 別所さんはこの外貨普通預金について、為替予約は締結していない。

1. 1,987,920円
2. 2,000,160円
3. 2,018,160円
4. 2,036,160円

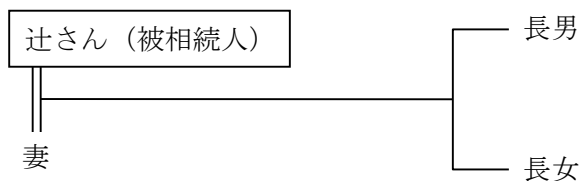
問 1 1

次の設例に基づき、相続税の課税価格等に関する以下の設問A～Cについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。なお、国外転出時課税制度については考慮しないものとします。

<設例>

辻雅彦さん（以下「辻さん」という）は、2018年6月1日にイギリスのロンドンの自宅で死亡した。辻さんの相続人等関係図等は次のとおりである。

[相続人等関係図]



[国籍および住所地等に関する事項]

相続人等	年月	住所地	日本国籍の有無
辻さん	2006年5月まで	神奈川県	あり
	2006年6月から相続開始時まで	ロンドン	
妻	2014年5月まで	神奈川県	なし
	2014年6月から相続開始時まで	ロンドン	
長男	2010年5月まで	神奈川県	あり
	2010年6月から相続開始時まで	ロンドン	
長女	2014年5月まで	神奈川県	あり
	2014年6月から相続開始時まで	ロンドン	

※一時居住者に該当する期間はないものとする。

※日本国籍の有無については、過去に変更はなかったものとする。

[各相続人等が相続により取得した財産]

相続人	相続財産	相続開始時の相続税評価額
妻	ロンドン所在の自宅不動産	25,000千円
	MA銀行（本店東京都）ロンドン支店の普通預金	30,000千円
	MB社（本社東京都）の社債	10,000千円
長男	東京都所在の賃貸不動産	30,000千円
	MA銀行（本店東京都）ロンドン支店の定期預金	20,000千円
	MB社（本社東京都）のロンドン証券取引所に上場されている株式	8,000千円
長女	MC銀行（本店ロンドン）本店の定期預金	20,000千円
	日本国債	10,000千円

[債務および葬式費用]

- ・ 辻さんの葬式費用（通常の費用）は2,000千円であり、妻が負担した。
- ・ 東京都所在の賃貸不動産の購入に係るMA銀行からの借入金10,000千円は長男が承継した。
- ・ 辻さんの医療費の未払分800千円は長女が負担した。

(問題4 1)

(設問A) 辻さんの相続に係る妻の相続税の課税価格として、正しいものはどれか。

1. 8,000千円
2. 10,000千円
3. 38,000千円
4. 40,000千円

(問題4 2)

(設問B) 辻さんの相続に係る長男の相続税の課税価格として、正しいものはどれか。

1. 40,000千円
2. 48,000千円
3. 50,000千円
4. 58,000千円

(問題4 3)

(設問C) 辻さんの相続に係る長女の相続税の課税価格として、正しいものはどれか。

1. 9,200千円
2. 10,000千円
3. 29,200千円
4. 30,000千円

問 1 2

次の設例に基づき、事業承継等に関する以下の設問A～Gについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

<設例>

R G株式会社（以下「R G社」という）の創業者である近藤明彦さん（以下「近藤さん」という）は、将来の事業承継および相続対策について検討している。R G社の状況等は以下のとおりである。なお、近藤さんおよびその親族は、全員日本国籍を有し、その住所は日本国内にあり、近藤さんの所有財産はすべて日本国内にある。また、各設問間に関連はないものとする。

[R G社の状況]

●株主構成

株主	役職	R G社	
		保有株数	持ち株比率
近藤さん	取締役会長	36,000株	60%
近藤さんの長男	代表取締役社長	3,000株	5%
近藤さんの妻	取締役	21,000株	35%
合計		60,000株	100%

●資本金等の状況

資本金等の額	60,000千円	
1株当たりの類似業種比準価額	1,000円	
1株当たりの純資産価額	800円	
1株当たりの配当金額	直前期	年52円（普通配当） 年10円（特別配当）
	直前々期	年40円（普通配当）
従業員数	66名	

※R G社の直前期は会社設立20周年であり、特別配当を行っている。この配当は每期継続することのない配当である。

※従業員数は直前期末以前1年間の継続勤務従業員数である。なお、R G社には、継続勤務従業員以外の従業員はいない。

●会社区分等

- ・ R G社の株式は「取引相場のない株式」であり、すべて普通株式で、1株につき1個の議決権がある。
- ・ R G社の株式評価上の会社規模は中会社（Lの割合0.9）である。
- ・ R G社は特定の評価会社には該当しない。

[その他]

- ・ 株式の評価方式については、それが複数あり任意に選択できる場合には、評価額が最も低くなるような評価方式を選択するものとする。
- ・ 配当還元価額は、次の算式により計算した金額によって評価する。

<配当還元価額の算式>

$$\text{配当還元価額} = \frac{\text{その株式に係る年配当金額}}{10\%} \times \frac{\text{その株式の1株当たりの資本金等の額}}{50\text{円}}$$

(注) その株式に係る年配当金額は、1株当たりの資本金等の額を50円とした場合の金額とする。
また、その株式に係る年配当金額が2円50銭未満および無配のものにあつては、2円50銭とする。

[株主の区分に応じた評価方式]

区分	株主の態様			評価方式	
同族株主の いる会社	同族株主	議決権割合が5%以上の株主		原則的 評価方式	
		議決権割合 が5%未満 の株主	中心的な同族株主 がない場合		中心的な同族株主
			中心的な同族株 主がいる場合		役員である株主また は役員となる株主
同族株主以外の株主			配当還元 方式		
同族株主の いない会社	議決権割合の合 計が15%以上 の株主グルー プに属する株主	議決権割合が5%以上の株主		原則的 評価方式	
		議決権割合 が5%未満 の株主	中心的な株主が いない場合		役員である株主また は役員となる株主
			中心的な株主が いる場合		その他の株主
議決権割合の合計が15%未満の株主グループに属する株主			配当還元 方式		

(問題44)

(設問A) 仮に、現時点で近藤さんに相続が発生し、近藤さんが保有するRG社の株式のすべてを近藤さんの妻が相続により取得した場合、1株当たりの相続税評価額として、正しいものはどれか。

1. 800円
2. 820円
3. 980円
4. 1,000円

(問題45)

(設問B) 仮に、近藤さんがR G社において従業員持株会を発足させ、近藤さんが保有するR G社の株式1,000株を配当還元価額により従業員持株会に売却する場合、1株当たりの配当還元価額として、正しいものはどれか。

1. 250円
2. 500円
3. 510円
4. 520円

(問題46)

(設問C) 仮に、従業員数が設例の時点より増加して、R G社の直前期末以前1年間の継続勤務従業員数が75名となった時点で近藤さんに相続が発生し、近藤さんが保有するR G社の株式のすべてを近藤さんの長男が相続により取得した場合、1株当たりの相続税評価額として、正しいものはどれか。なお、類似業種比準価額および純資産価額は設例の金額により計算するものとする。

1. 800円
2. 820円
3. 980円
4. 1,000円

(問題47)

(設問D) 自社株(非上場株式)の株価引下げ対策に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、本設問は、設例との直接的な関連はないものとする。

1. 評価会社が、値下がりして含み損のある上場株式を売却して損失計上を行った場合には、自社株の純資産価額を引き下げることができるが、類似業種比準価額は変わらない。
2. 純資産価額の計算において、評価会社が保有する土地は路線価等に基づき評価して計算されるため、実際の売買価格より路線価等による評価額が低い土地を購入すれば、直ちに純資産価額を引き下げることができる。
3. 法人税法上、損金算入できる範囲内で貸倒引当金を繰り入れた場合、純資産価額および類似業種比準価額を引き下げることができる。
4. 法人税法上、保険料支払時にその全額を損金算入できる定期保険に加入した場合、その保険に加入しなかったときに比べて、純資産価額および類似業種比準価額を引き下げることができる。

(問題 48)

(設問E) 譲渡制限株式に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、本設問は、設例との直接的な関連はないものとする。

1. 中小企業基本法における中小企業である会社が発行する株式は、すべて譲渡制限株式であるため、その株式を譲渡するには発行会社の承認を要する。
2. 相続人が相続により取得した譲渡制限株式をその株式の発行会社が売渡請求により取得する場合、会社の交付する株式の対価の総額は、その取得日における分配可能額を超えることができない。
3. 譲渡制限株式の発行会社は、定款で定めることにより、相続によって譲渡制限株式を取得した相続人に対して、その株式を発行会社に売り渡すよう請求することができる。
4. 取締役会が設置されていない譲渡制限株式の発行会社が譲渡制限株式の譲渡承認の請求について非承認の決議を行う場合、その決議は株主総会で行わなければならない。

(問題 49)

(設問F) 「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」における「遺留分に関する民法の特例」(以下「本特例」という)等に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、本設問は、設例との直接的な関連はないものとする。

1. 本特例の適用対象となる中小企業者は、本特例の合意時点において事業を3年以上継続している非上場会社に限られる。
2. 本特例の固定合意を行う場合、後継者が旧代表者から贈与により取得した自社株式について、遺留分算定の基礎となる財産に算入すべき価額は、相続人全員が合意した金額であれば、任意に定めることができる。
3. 本特例の除外合意により遺留分の減殺請求の対象から除外できるのは、後継者が旧代表者から贈与により取得した自社株式に限定されており、それ以外の財産を除外することはできない。
4. 本特例の除外合意または固定合意の適用については、必ずどちらか一方のみを選択しなければならないが、贈与を受けた自社株式の一部については除外合意、残りの自社株式については固定合意というように、除外合意と固定合意を併用することはできない。

(問題50)

(設問G) 株式公開およびM&Aに関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、本設問は、設例との直接的な関連はないものとする。

1. 株式の上場に当たっては、コーポレートガバナンスおよび内部管理体制が適切に整備され、機能していることが必要であるため、経営管理体制を整備する必要がある。
2. 株式公開に当たり、公募または売出しを予定している株式について公開価格が決定した場合においても、上場するまでの期間の相続税評価額は、その発行会社の規模等により類似業種比準価額や純資産価額を用いて算出する。
3. M&Aによる株式の売却を検討する場合には、経営者の個人名義になっている不動産で会社を使用しているものや借入金の担保となっているものを把握し、あらかじめこれらの資産を会社に売却することなどを検討する必要がある。
4. オーナー社長が会社を整理して現金化する方法として、会社の清算と株式の譲渡(M&A)とを比較した場合、会社の清算による残余財産の分配は配当所得として課税されるのに対して、株式の譲渡による譲渡益は譲渡所得として課税されるため、一般的には株式の譲渡の方が税負担が軽くなる。